

## 社会福祉法人いぶき福祉会 理事会の運営に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、定款第5章理事会の運営について必要な事項を定める。

### (出席)

第2条 理事会は、理事及び監事が出席して開催する。なお、必要に応じて理事及び監事以外の者に出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事が理事会に出席できないときは、予め招集者にその旨を通知しなければならない。

### (議長)

第3条 招集者は、理事会の議長に就く。

### (招集)

第4条 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に招集通知を発出しなければならない。なお、招集通知には、提出議案書の外、審議に必要な書類を添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事的全員の同意を得て招集手続きを省略して理事会を招集することができる。

### (決議事項)

第5条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 基本財産の処分及び担保提供
- (3) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (4) 施設長の任免、その他重要な人事
- (5) 金銭の借入
- (6) 借入金の償還計画の変更
- (7) 法人・施設（事業所）の運営に関する規則の制定及び変更
- (8) 建設工事請負や物品納入等の契約事務（「予定価格が1件 250万円を超える工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件 160万円を超える食料品・物品等の買入に係る契約事務」、及び「予定価格が1件 100万円を超える前記以外の契約事務」）、その他重要な契約事務
- (9) 建設工事請負や物品納入等の契約締結（「予定価格が1件 250万円を超える工事又は製造の請負契約締結」、「予定価格が1件 160万円を超える食料品・物品等の買入に係る契約締結」、及び「予定価格が1件 100万円を超える前記以外の契約」）、その他重要な契約締結
- (10) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (11) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件 500万円以上のものの処分

- (12) 寄附金の募集に関する事項
- (13) 新たな事業の経営又は受託
- (14) 社会福祉事業の関する許認可申請等
- (15) 評議員選任・解任委員会の審議事項の提案
- (16) 社会福祉充実計画の策定
- (17) 新規事業の計画の決定
- (18) 重要な訴訟及び和解
- (19) 100万円を超える寄附の受け入れ及び施設間の資金貸借
- (20) その他理事長が必要と認めた事項

(決議)

第6条 決議の方法は、挙手で行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議がないと認めるときは、簡易採決を行うことができる。

2 定款第26条の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 基本財産の処分及び担保提供
- (3) 公益事業・収益事業に関する重要な事項

3 議長は、前項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合のみ行使することができる。

(議事録)

第7条 理事長が理事会に欠席したときは、出席した理事と監事の全員が議事録に署名し、又は記名押印する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会が決議する。

附則

この細則は、平成29年5月26日から施行する。